⑰　本工事は、遠隔地からの労働者確保に要する費用について、労働者確保の実態を反映して契約変更のための積算方法等を適用する試行工事である。なお、以下の遠隔地から労働者を確保するために要する費用を変更対象とする。

イ）共通仮設費：共通仮設費率に含まない費用（宿舎等に要する費用）

ロ）現場管理費：労務管理費（募集及び解散に要する費用並びに賃金以外の食事、通勤費等に要する費用）

⑱　本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。（詳細は入札説明書による。）

⑲　快適トイレの設置　本工事は、現場及び技術に関する説明事項に記載の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

⑳　本工事は、週休２日促進工事（受注者希望方式）の対象工事である（詳細は現場及び技術に関する説明事項による。）。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　九州地方整備局における暖冷房衛生設備工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　九州地方整備局における暖冷房衛生設備工事に係る一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,100点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上であること。）。

⑸　平成15年度以降に、元請けとして完成し、引き渡しが完了した次に掲げる要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（受注形態を明らかにするものとし、甲型共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）。ただし、建築一式工事における工事実績は含まない。

同種工事とは、以下の㋐の要件を満たす新設工事で、工事種目についてのシステム一式工事を伴う工事とする。

㋐・階数　地上５階建以上
・建物規模　延べ面積　10,000㎡以上（増築にあっては増築部分の面積）
・工事種目　空気調和設備（システム一式工事。ただし、中央方式が含まれている建築物であること。）

上記実績は、同一建物の工事であること。ただし、複数の棟に分かれていても、工事種目の設備システムが一体であれば、それら複数の棟を合わせたものを同一の建物とみなす。また、システム一式工事とは機器、機材及び配管又はダクトで構成し、試験及び調整を含んだ工事とする。ただし、共同企業体にあっては構成員のうちの１社が、上記㋐の要件を満たす同種工事の実績を有していればよい。なお、共同企業体のその他の構成員は、平成15年度以降に元請けとして以下に掲げる同種工事の実績を有すること（受注形態を明らかにするものとし、甲型共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）。ただし、建築一式工事における工事実績は含まない。

同種工事とは、以下の㋑の要件を満たす新設工事で、工事種目についてのシステム一式工事を伴う工事とする。

㋑・階数　地上３階建以上
・建物規模　延べ面積　3,000㎡以上（増築にあっては増築部分の面積）
・工事種目　空気調和設備（システム一式工事）

上記実績は、同一建物の工事であること。ただし、複数の棟に分かれていても、工事種目の設備システムが一体であれば、それら複数の棟を合わせたものを同一の建物とみなす。また、システム一式工事とは機器、機材及び配管又はダクトで構成し、試験及び調整を含んだ工事とする。なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部、地方整備局、北海道開発局（農業水産事業部門を除く）の発注工事又は、工事成績相互利用適用対象工事（※）に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が65点未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。

※工事成績相互利用適用対象工事とは、入札説明書別紙４に示す工事成績相互利用登録発注機関が発注した工事とする。（以下同じ。）

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。なお建設業法第26条第３項及び建設業法施行令第27条第１項に該当する場合は、当該技術者は専任でなければならない。なお、本工事は、余裕期間を設定した工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

①　１級管工事施工管理技士若しくは、技術士（機械部門（選択科目を「流体工学」又は「熱工学」とする者に限る。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体工学」、「熱工学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係わるものとする者に限る。）に合格した者。）、「技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第36号）による改正前の技術士（機械部門（選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とする者に限る。）、水道部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体機械」、「冷暖房及び冷凍機械」又は水道部門若しくは衛生工学部門に係わるものとする者に限る。）に合格した者。）又は国土交通大臣がこれらの者と同等以上の能力を有するものと認定した者であること。

②　平成15年度以降に、元請けの技術者として上記⑸㋐に掲げる同種工事の経験を有する者であること（受注形態を明らかにするものとし、甲型共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）。ただし、建築一式工事における工事実績は含まない。ただし、１人の主任（監理）技術者が同種工事の全ての要件を満たさなければならない。また、共同企業体にあっては、構成員のいずれか１人の主任（監理）技術者が同種工事の経験を有していればよい。なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部、地方整備局、北海道開発局（農業水産事業部門を除く）の発注工事又は工事成績相互利用適用対象工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が65点未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。（工事成績評定通知書の再発行等については、５年以内のものは該当工事発注事務所にて、それ以前のものは営繕部技術・評価課に申請すれば再発行が可能である。ただし、工事成績相互利用適用対象工事は対象外。）さらに、当該実績が、工期１年未満の工事にあっては工期の半分未満の従事期間、工期１年以上の工期の工事にあっては６ヶ月未満の従事期間である場合は実績として認めない。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。登録基幹技能者が主任技術者となる場合にあっては、登録基幹技能者講習修了証を有する者であること。

④　配置予定の主任（監理）技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を提出するものとし、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。また、次に掲げる通達において定められた在籍出向の要件に適合しない場合又は当該要件に適合することを証する資料の提出がなされない場合は入札に参加できない。また、当該要件に適合しない者を監理技術者等として設置していることが確認された場合は契約を解除する。

１）「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」

２）「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）」